

## 2

## 企業再編時代の情報開示制度 証取法決算への一元化とプロフォーマ情報の開示

渡辺 茂

会計、商法、税法の大改正が進められてきている。これら3つの制度は、互いに補完しあいながら、わが国の会計制度と実務を戦後の「会計の専門家がほとんどいない」状況から現在の姿に発展させてきた。その結果、一方では、商法と法人税法の要請から企業会計の情報開示がゆがめられる閉塞状況が出現した。

投資家のための情報開示という観点からみると、合併、分割などの企業再編の際に、その影響を反映した適切なプロフォーマ財務情報が開示されないという問題が生じている。その大きな原因は、過去に遡ったデータの修正開示を阻んでいる商法決算が、公開企業にも求められている点にある。今後、企業の合併再編が増大するのは間違いない。投資家への適切な情報開示を進める観点から、公開企業については商法決算を廃止し、証券取引法決算に一本化すべきである。

### 進展する制度改正

企業会計、商法（会社法）、法人税法の大改正が進められてきている。1980年代末のバブルの発生と崩壊を契機とする一連の改革の規模は、第二次大戦後の制度改革に匹敵する半世紀ぶりのものである。

企業会計では、これまで簿外債務とされ、株価の低落や極度の低金利のため巨額の積み立て不足が生じていた企業年金、退職金債務の会計が整備された。また、グループ

内の会社を使った不良資産の隠匿、とぼしなどの横行を防止する観点から、連結決算中心の会計に転換、連結範囲も厳格化された。さらに、株式等の含み益による事実上の決算操作や含み損の隠蔽などを防止するため、金融資産について取得原価主義が変更され、時価会計が導入された。これらの会計基準変更に伴い、資産負債や企業利益についての認識額が企業会計と税務会計で大きく異なることとなったため、その差額を表示する税効果会計が導入された。

商法では、自社株取得制度、ストックオプション制度、持ち株会社創設、合併のための株式交換・移転制度、事業分割のための会社分割法制などが導入され、商法会計による時価会計の認容も行われた。

法人税では、1998年の税制改正以降、税率が37.5%から30%に引き下げられ、法人実効税率は40.87%に低下した。一方、これと引き換えに、課税ベースの拡大が進められ、賞与引当金やクレームに対応するための製品保証引当金などが廃止され、貸し倒れ引当金や退職給与引当金の税法上の損金計上限度額が縮小された。また、商法の会社分割法制成立を受けて、税制調査会の法人課税小委員会は、本年10月に会社分割などの組織再編成にかかわる税制案を公表している。

今後に向けて、企業会計では、合併などの企業結合会計、固定資産の減損会計、企業継続能力などの会計監査基準の設定が、商法では、株主総会、取締役会の権限責任や株主代表訴訟などのコーポレートガバナンス（企業統治）問題が、法人税法では、連結納税制度の創設などがそれぞれ課題となっている。

## 隠れた制度「トライアングル体制」

各個別制度の改革が進む一方、これらの制度の間に戦後組み込まれた、日本独特の連携という隠れた制度の問題が残されている。日本の会計は、企業会計、商法会計、税務会計が互いに絡み合っており、トライアングル体制と呼ばれる制度下にある。

企業会計は企業の財政状態と経営成績の情報開示に、商法会計は企業の利害関係

者の権利義務の調整、特に配当規制を通じた債権者保護に、税務会計は企業の利益に対して課税する法人税法の課税所得計算にそれぞれ会計処理を必要とする。

3つの制度が会計処理を必要とするのはどの国でも同じである。日本の場合だけ特にトライアングル体制と呼ばれるのは、情報開示を目的とする企業会計の会計基準が商法会計と税法会計の規定にいわば圧迫されて、適切な情報開示が貫徹なくなっているためである。これによって不利益を受けるのは、公開企業の投資家である。

わが国では、証券取引法に基づく企業会計の基準があり、商法にも計算規定として会計基準が定められている。これにより、公開会社はいわゆる証券取引法決算と商法決算の2つの決算を行っている。

証券取引法と商法（会社法）の両方で会計処理に規制を加える先進工業国は見当たらないといわれる。米国では、商法に会計基準はなく、証券取引法の体系で会計基準が設定されている。英国、フランス、ドイツなど欧州諸国では、商法の体系で会計基準を設定しており、証券取引の規制法にはそれと別個の会計に関する規定はない。

また、日本の税法は、税務会計との違いを会社の決算（商法決算）をベースにして税務申告段階の申告調整によって調整するだけでなく、商法決算書類の中に税務会計の会計処理を織り込むことを求める規定を置いている場合がある。

この結果、税務会計は税の都合を商法会計に押しつけ、さらに、商法会計は商法の政策目的を証券取引法の開示会計に押しつけている。つまり、結果から判断すれば、企業の開示会計のために一般に公正妥当と認められる企業会計の基準には、商法規定、

証券取引法体系の基準、税法の基準が絡み合って存在しているということになる。

## あいまいな開示会計の体系

トライアングル体制のもとにある日本の開示会計の体系はあいまいである。この点は、米国のGAAP（一般に認められた会計原則）と比べるとはっきりする。企業会計基準として米国GAAPでは、FASB（財務会計審議会）、AICPA（米国公認会計士協会）およびSEC（証券取引委員会）に詳細な規定があり、会計原則の範囲と適用の優先順位が整理されている（表1）。

これらの規定は、わが国でいえば、証券取引法開示にかかわる財務諸表規則、企業会計審議会の答申、日本公認会計士協会の委員会報告などに相当する。わが国には表1に見られるようなGAAPの範囲と適用の優先順位を明確に示す規定はないが、仮

に作成すれば、優先順位の上位に証券取引法関連の規定とともに、商法の会計規定、税法の規定が並ぶ表となる。

商法と税法が日本のGAAPの一部となっている原因は2つある。

1つは、証券取引法関連の規定の中に、基準が定められていないものがあることである。たとえば、企業が合併する場合の会計処理については、企業会計原則などに規定がないため、商法と税法の規定に従って会計処理されてきた。特に、徴税上詳細な規定が必要な税法会計の基準が、企業会計基準のいわば穴を埋めてきている。

もう1つは、優先順位の問題で、企業会計の基準があっても商法と税法の規定が優先適用されるものが存在することである。商法は、数は少ないとはいえ、会計規定自体を法律として規定しているため優先順位が一番高く、これに反することはできないと考えられている。このため、時価会計や税効果会計など、商法中の会計規定に抵触すると考えられる会計基準の設定に際しては、国会による商法改正を経たうえで、会計基準が導入された。税法の場合は、確定決算基準による損金経理を税法上の損金算入の条件としている規定がこれに当たる。

## 開示されない プロフォーマ情報

国のGDP（国内総生産）統計で計算の基準年が変更される場合、すでに公表済みの旧基準年に基づくGDP数値が、新基準年に基づいて遡って再計算され公表される。今後のGDP予測の基礎資料とするためである。資本市場の投資家も、その企業の将来の業績を予測するために、調整された過去

表1 米国GAAP（一般に認められた会計原則）の範囲と優先順位

|                 |   |
|-----------------|---|
| 優先順位 a          | SEC（証券取引委員会）規制、通達（SEC登録会社）<br>FASB（財務会計審議会）基準書と解釈<br>AICPA（米国公認会計士協会）会計調査公報                                   |
| 優先順位 bおよびc      | FASBの適用指針など<br>AICPAの立場表明書など<br>（それぞれ文書によりbとcに分かれる）   |
| 優先順位 d          | FASBスタッフ発行のQ&A<br>AICPAの会計解釈<br>広く認められ普及している業種の実務   |
| 上記に適切な会計原則がない場合 | FASBの概念書<br>AICPAの問題点資料、技術的実務手引<br>IAS（国際会計基準）<br>GASB（政府機関会計審議会）の基準書など<br>他の専門家協会や規制官庁の公表原則<br>教科書・論文などの会計文献 |

注）FASB基準書などには、前身の旧APB（会計原則審議会）意見書のうち、現在も有効なものが含まれる  
出所）米国監査基準書第69号などより作成

のデータを求める。企業会計ではこれはプロフォーマ（pro forma）情報と呼んでいる。プロフォーマは、「見積り」の「仮の」あるいは「推計の」という意味である。将来についてというニュアンスがあるが、企業会計では、将来についてはprospectiveが用いられる。

プロフォーマ財務情報は、企業が合併や事業売却、資本構成の大幅な変更、あるいは会計方針の変更をした際に、企業が以前からこれらの条件下にあったと仮定して、過去の財務情報を再計算したものである。会計方針を変更した場合には、過去の一定期間について、新たに採用した会計方針に基づいて過年度の財務データ（売上高、利益など）が修正・計算され、従来の既開示情報と比較可能な状態で開示される。

また、合併などの企業組織の大幅な変更の場合は、合併完了が決算期の半ばであっても期初から1つの会社であったと仮定した場合の年間の売上高や利益の計算値が併せて開示され、さらに必要に応じ、それ以前の決算期についても、2社がすでに合併していたと仮定した財務情報が計算・開示される。米国基準では、これらの財務情報は正規の会計情報であり、公認会計士による監査、証明の対象となっている。

日本の企業会計では、プロフォーマ財務情報は公開されない。たとえば、3月決算会社が7月末に合併した場合、この期の決算では、合併された会社の8月以降の売り上げ、利益が存続会社の決算に取り込まれる。次の期になってようやく両社の事業の年間売り上げ、利益を完全に含んだ損益計算書データが公表される。

存続会社の公表データから投資家が見るのは、合併前の期については1社のデータ、

合併の期については被合併会社の4ヵ月分が欠けたデータ、その次の期によやく旧2社合算の数値である。このような凸凹のデータだけでは、合併後の業績を予測する基礎資料としてきわめて不十分である。

プロフォーマ財務情報は、開示が求められないというよりも、より正確には商法の確定決算優位のもとで、会計専門家の間では開示が禁止されているとの理解がされている。商法的厳格さからは、このような扱いは当然であって、上記の例でいえば、7月までは2社は法律的に別な会社であったのだから、それ以前に2社を合算した売り上げなど法的に存在していない。適切な投資情報の開示という観点からは、商法決算と離れて、証券取引法決算の上で開示すればよいといえる。

しかし、外国に例のない2元的会社決算制度のもとで、長い年月の間に確立した両者の整合性を保つという解釈ルールは強固である。たとえば、1998年12月に日本公認会計士協会が公表した「会計制度委員会報告第10号 個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の48番に次のような記述がある。

「わが国の企業会計は、株主総会で確定した決算に基づいて財務報告及び納税申告がなされるという、いわゆる確定決算主義に基づいて決算がなされており、遡って当該累積残高について決算の組み直しを行うということはない」

つまり、2元的会計制度において、企業会計の情報開示は、商法によって会社の最高意思決定機関である株主総会で確定した決算が優先するという解釈である。これは実務的には、商法の決算数値と証券取引法の個別決算数値がつねに同じになるように

決算されてきたこと、また今回、証券取引法会計で時価会計、税効果会計が導入される際、急遽これを商法決算でも認める商法改正が行われたことにも現れている。

日本企業に多い会計方針の変更の場合もプロフォーマ財務情報の開示は行われておらず、企業分析を重視する投資家の不満は大きい。これに加えて、法制度、税制の整備もあり、今後、増加が見込まれる合併、分割などの企業再編が、プロフォーマ財務情報開示の重要性を飛躍的に高めることは間違いない。

以上の問題を抱えながら、商法と証券取引法の2元的な会計を公開企業に求める意味は、今日あるだろうか。

## 商法会計の情報開示

公開企業が対象となる証券取引法では、情報開示のための一連の規定が整備されている。証券取引法の委任により大蔵省令で財務諸表等規則が制定されており、その第1条第2項は、企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当すると規定している。さらに、同審議会の依頼を受け、あるいは独自に、公認会計士協会がより具体的な会計指針を公表している。

商法決算による情報開示は、証券取引法の情報開示が株式投資家、社債投資家などの資本市場の投資家に必要な情報を開示するのに対し、社債投資家以外の債権者などの利害関係者に必要な情報を開示するもので、その開示目的が証券取引法とは異なるといわれる。これが、証券取引法上の開示を行っている公開会社にも商法開示を求めている理由とされる。

会計基準に関して、商法には第1編第5章に商業帳簿についての規定が計5条あり、第2編第4章第4節に株式会社の計算についての規定が計35条ある。これを受けて法務省令で計算書類規則を設け、計算書類の形式を定めている。

商法の規定には、帳簿の設置や承認手続きなどの規定、配当可能限度額の計算のための資本制度についての規定が含まれ、会計基準といえる条文は計15条ほどである。ほとんどが、貸借対照表に計上する資産の評価に関するもので、配当可能限度額の計算に近接した分野のみということができるといえる。損益計算については、売り上げの認識方法についての会計基準もない。

商法第32条2項に1974年の改正で設けられた有名な「斟酌規定」があり、「商業帳簿の作成に関する規定の解釈に付いては公正なる会計慣行を斟酌すべし」と定めている。この規定については、証券取引法会計の体系に属する企業会計原則などを公正なる会計慣行として商法が認知したものかどうかが、商法学界、会計学界で議論されてきた。その点はさておき、この包括的な規定が会計規定を補っている。

以上のような商法固有の会計規定の条文から、商法が証券取引法とは異なる債権者のための特別な情報開示を公開企業に求めていると考えることは無理である。

商法は、貸借対照表などの計算書類とその付属明細書を作成して本支店に備えおき、株主および債権者に閲覧交付させることを求めている。しかし、この閲覧交付の制度はほとんど利用されていない。日本を代表する大企業でも、年間の閲覧交付人数は、最近では研究者や学生を含めて10人程度といわれる。一方、総会屋が跋扈していた

時代には、記述内容、様式のあら探しを目的に総会屋の利用が多かったという。

利用されない理由は明らかで、商法は投資家だけでなく広く債権者に必要な情報を開示するという、証券取引法開示との区別は観念論にすぎず、商法開示書類には有価証券報告書で開示されていない意味のある情報は何もなかったからである。公開会社の商法決算書類に対する無関心は、こうした現実への常識的な反応である。

## 配当規制の実効性

情報開示のほか、商法会計のもう1つの目的は、配当可能限度額の計算による債権者保護である。配当規制による債権者保護は、株主有限責任制度のもとで、会社財産しか債権の引き当てがない株式会社の債権者を保護するための制度である。したがって、有限会社にも同様の規制がある一方、会社が破綻した場合に個人として債権者に責任を負う無限責任社員が存在する合名会社や合資会社にはない制度である。

この目的のために、日本の商法は資本制度を設けて、貸借対照表の純資産のうちに資本（会計上の資本金に当たる）、資本準備金、利益準備金を定義し、これらを原資とする配当を禁じている。これは純資産基準による配当規制といわれる。

諸外国の配当規制では、このほか、会社が将来のキャッシュフローの予測を行い、デフォルト（債務不履行）の恐れがないことを検証すれば、配当を行えるという支払い不能テストによる規制や、損益計算書上利益が計上されていれば、累積欠損があっても配当を行えるという期間利益基準による規制があり、複数基準の併用も行われて

いる。

配当規制は、意図的に多額の借財をしてその資金を配当したり、倒産の瀬戸際で残された会社財産を処分して株主に配当したりする詐欺的行為の防止に有益だと思われる。しかし、一般的な債権者保護という観点から改めて考えてみると、いずれの規制手段をとっても、配当規制は実際的に債権者を保護するという点ではきわめて限られた効力しかない。

たとえば、株式会社向け債権の安全性を評価する制度として、専門の格付け会社による社債格付け制度がある。格付けで用いられる評価手法は、比較にならないほど精密であり総合的である。競争環境、技術開発力などの定性的な評価があり、財務数値の分析も自己資本比率、キャッシュフロー比率、インタレスト・カバレッジ（支払利息・割引料に対する営業利益と受取利息・配当の合計額の倍率）など、いずれも業種別の財務の特性を踏まえて行われる。

また、債権者保護が特に重要な銀行、証券会社、保険会社などについては、個別の法律で詳細な財務規制が定められている。

配当規制の効果と限界は以上のものであり、その計算過程を示す目的だけで証券取引法による財務諸表を開示している会社について、商法独自の計算書類を作成・開示させる必要はないといえる。公開会社については、証券取引法に基づく貸借対照表の数値をもとに、配当可能利益と、必要なら算出過程を開示する制度とすれば十分である。十分どころか、実際のところ、貸借対照表を示して利用者に商法の規定を参照しつつ配当可能利益を計算させる現行制度よりも、利用者にもわかりやすくなる。

## 税法会計の問題

法人税法第74条は、会社は「事業年度終了の日の翌月から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき...申告書を提出」と定めている。公開企業は通常、1ヵ月間の期限延長を申請し、3月決算会社の場合は、6月末の株主総会終了直後に確定した決算をもとに申告書を提出している。

また、法人税法第22条は、税法に「別段の定めがあるものを除き」、収益の額などは「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」としている。つまり、会社が一般に公正妥当と認められる決算をしていれば、それを出発点として税法の別段の定めによる調整を加え、法人税の申告をするという制度で、これを確定決算基準と呼んでいる。

確定決算基準に対する税法学者の一部からの批判は、税法自体で詳細な課税所得計算の規定を設けなくて、法律ではない企業会計基準で算出した利益をベースにして課税を行うのは、租税法主義に反するというものである。しかし、本稿はこの点について議論するものではない。

確定決算基準の企業情報開示上の問題は、決算調整制度である。これは、会社が確定した決算で、費用または損失として損金経理した場合や、利益または剰余金の処分によって積立金などとして積み立てる経理をした場合にのみ、その経費を法人税法上の損金として認めるという制度である。

企業の決算書類上での処理を要求するこの決算調整事項には、現在約20項目ある。たとえば、国の補助金で取得した固定資産については、圧縮記帳という独特の会計処理が求められる。これは、課税上の備忘録

として開示会計書類を使っているもので、日本以外にはない制度だといわれる。決算調整事項は企業の選択の余地があり、企業を強制するものではないが、いわば税による補助金によって、結果的に適切な企業会計開示からの逸脱を誘導している。

幸い、以前に比べると、法人税法については、税効果会計の導入によって、税務会計に縛られずに企業会計上の開示が行える余地が大きく広がっている。その分、申告書の別表での申告調整が拡大している。今後、企業再編が増加し、また証券取引法会計の企業結合会計基準が整備されれば、その範囲はさらに広がる。現在別表にある貸借対照表などの調整表は、いずれ独立した税務会計貸借対照表に近づいていくことが必至である。

さらに、連結納税制度が導入されれば、連結の範囲は税法と会計とで異なることにならざるをえないので、結局、税務貸借対照表の導入が不可欠になると考えられる。この点では、税務会計と企業会計の密接な関係は、連結納税制度の不在によって可能になっていたものと見ることができる。したがって、税法による企業会計への介入は今後も解消の方向にあるということができ、開示会計をゆがめる決算調整は可及的速やかに解消すべきである。

### 歴史的使命を終えた 相互補完制度

戦後の会計基準は、1949年に公表された企業会計原則を出発点としている。戦後の日本は、過去の反省から経済統計の整備に努めた。企業会計についても後進性が痛感され、企業会計原則は、経済安定本部に設

置された企業会計制度調査会の手で1年間という短時日でまとめられた。企業の期間の経営成績の適切な表示を重視する損益法、取得原価主義を原則としており、これは当時広く先進国で認められていた近代会計学の理論を取り入れたものである。

企業会計原則は、前文で「企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである」と述べている。

この前文に見られるように、企業会計原則は、企業情報開示のための企業会計の実際的な基準を設定するという目的に加えて、商法、税法を中心に会計を用いる諸制度に対して近代的な会計学の考え方を広めていくという、伝道師的な役割を担っていた。そこで、企業会計制度調査会を引き継いだ企業会計基準審議会は、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（1951年）、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」（52年）を相次いで発表した。

その後、近代的な会計学の普及という目的は、法人税法については、1967年に「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」（法人税法第22条4項）という規定が新設され、商法についても、74年に「公正なる会計慣行を斟酌」（商法第32条2項）との規定が創設されて、いちおう達成された。

今日では、証券アナリストをはじめ多数の投資家、資本市場関係者が公開企業の開示情報を注視している。しかし、戦後導入された証券取引法による企業情報開示は、当初その意義がなかなか理解されなかった。その時期に歴史のある商法決算と、税額決定という実質のある税法会計との連携

を進めたことは、証券取引法決算の受容度の向上に効果があったと考えられる。

シャウブ勧告で「会計の専門家がほとんどいない」と指摘された状況を踏まえれば、3つの制度の有機的な連携を目指した制度設計は、歴史的過程として日本の会計制度の発展に意義があったといえる。

## 証券取引法決算への一本化を

プロフォーマ財務情報については、企業が勝手に発表すればよいとの考え方もあるかもしれない。しかし、期末に監査と正規の開示の対象にならなければ、情報の公正さが保たれず、一部の投資家にだけ選択的に情報が提供される恐れがある。

また、証券取引法開示の側で、商法開示からの徹底した分離を進めればよいとの考え方もあるかもしれない。筆者はそうした努力も是とするが、その場合でも商法決算の存続には積極的な理由が必要である。毎年、時間に追われる決算時期に、おそらく数万人にのぼる公開企業の経理担当者に、だれのために作成するのかわからない商法決算書類の作成作業を強いることは、商法に対する敬意と遵法精神を減じることはあっても、増すことはないからである。

新たな時代に対応した適切な情報開示のために、歴史的使命を終え、弊害だけが残った公開会社の商法と証券取引法の2元的決算制度は、商法決算の廃止により証券取引法決算に一本化すべき時を迎えている。

著者

渡辺 茂（わたなべしげる）  
経済研究部上席エコノミスト  
専門はコーポレートガバナンス